

# 東日本大震災で被災した不動産、船舶に係る 登記事項証明書発行のための 手数料の免除の特例について

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成23年5月13日に「東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令」が公布・施行され、登記事項証明書等の交付請求(オンライン交付請求は除く。)に関する手数料を免除する次の特例が設けられましたので、その概要をお知らせします。詳細はお近くの法務局にお尋ねください。

## 1 登記手数料が免除される方

- ・東日本大震災によりその所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けた方とその相続人
- ・東日本大震災によりその所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けた方とその相続人

## 2 登記手数料が免除される登記事項証明書等の対象となる不動産・船舶

- ・東日本大震災により被害を受けた建物(被災建物)
- ・被災建物の敷地
- ・被災建物に代わるものとして新築又は取得した建物(被災代替建物)  
※被災建物の敷地に新築する場合のほか、他の土地に新築又は取得した場合を含みます。
- ・被災代替建物の敷地
- ・東日本大震災により被害を受けた船舶(被災船舶)
- ・被災船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶(被災代替船舶)

## 3 登記手数料の免除の対象となる証明書等(オンライン交付請求は除きます。)

- ・登記事項証明書
- ・地図、建物所在図又は地図に準ずる図面の全部又は一部の写し
- ・土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図の全部又は一部の写し

## 4 登記手数料の免除を受けるために提示が必要な書面

不動産・船舶の種類	提示が必要な書面
被災建物とその敷地 被災代替建物とその敷地	①り災証明書や被災証明書 ②被害を受けた建物の所有者又は賃借人の相続人が請求する場合には、戸籍謄本など
被災船舶 被災代替船舶	①以下のいずれかに該当する書面 ・船舶登録事項証明書(抹消) ・漁船原簿謄本(抹消) ・海難証明 ・り災証明書や被災証明書 ②被害を受けた船舶の所有者又は賃借人の相続人が請求する場合には、戸籍謄本など

## 5 登記手数料の免除を受けることができる期間

- ・平成33年3月31日まで  
ただし、被災代替建物とその敷地、被災代替船舶については、被災者等が被災代替建物、船舶の登記名義人(又は表題部所有者)となった日から1年間に限ります。

東日本大震災により被災された方のため、  
当分の間、次の番号から相談をお受けしています



フリーダイヤル

0120(227)746



# 法務局・地方法務局所在地一覧

今回の特例による登記事項証明書の交付の方法や相続に関する登記手続などの登記に関する相談については、お近くの法務局・地方法務局にご相談ください。

	局名	管轄区域	電話番号(代表)	〒	所在地
東京法務局管内	東京法務局	東京都	(03)5213-1234	102-8225	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	神奈川県	(045)641-7461	231-8411	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	埼玉県	(048)851-1000	338-8513	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
	千葉地方法務局	千葉県	(043)302-1311	260-8518	千葉市中央区中央港 1-11-3
	水戸地方法務局	茨城県	(029)227-9911	310-0061	水戸市北見町 1-1
	宇都宮地方法務局	栃木県	(028)623-6333	320-8515	宇都宮市小幡 2-1-11
	前橋地方法務局	群馬県	(027)221-4466	371-8535	前橋市大手町 2-10-5
	静岡地方法務局	静岡県	(054)254-3555	420-8650	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	山梨県	(055)252-7151	400-8520	甲府市北口 1-2-19 甲府地方合同庁舎
	長野地方法務局	長野県	(026)235-6611	380-0846	長野市旭町 1108
新潟地方法務局	新潟県	(025)222-1561	951-8504	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	
大阪法務局管内	大阪法務局	大阪府	(06)6942-1481	540-8544	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎
	京都地方法務局	京都府	(075)231-0131	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197
	神戸地方法務局	兵庫県	(078)392-1821	650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	奈良県	(0742)23-5534	630-8301	奈良市高畑町 552
	大津地方法務局	滋賀県	(077)522-4671	520-8516	大津市御陵町 3-6
	和歌山地方法務局	和歌山県	(073)422-5131	640-8552	和歌山市二番丁 2 (和歌山地方合同庁舎)
名古屋法務局管内	名古屋法務局	愛知県	(052)952-8111	460-8513	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	三重県	(059)228-4191	514-8503	津市丸之内 26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	岐阜県	(058)245-3181	500-8729	岐阜市金竜町 5-13
	福井地方法務局	福井県	(0776)22-5090	910-8504	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	石川県	(076)292-7810	921-8505	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎
	富山地方法務局	富山県	(076)441-0550	930-0856	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎
広島法務局管内	広島法務局	広島県	(082)228-5201	730-8536	広島市中区上八丁堀 6-30
	山口地方法務局	山口県	(083)922-2295	753-8577	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	岡山県	(086)224-5656	700-8616	岡山市北区南方 1-3-58
	鳥取地方法務局	鳥取県	(0857)22-2191	680-0011	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎
	松江地方法務局	島根県	(0852)32-4200	690-0886	松江市母衣町 50 松江法務合同庁舎
福岡法務局管内	福岡法務局	福岡県	(092)721-4570	810-8513	福岡市中央区舞鶴 3-9-15
	佐賀地方法務局	佐賀県	(0952)26-2148	840-0041	佐賀市城内 2-10-20
	長崎地方法務局	長崎県	(095)826-8127	850-8507	長崎市万才町 8-16
	大分地方法務局	大分県	(097)532-3161	870-8513	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	熊本県	(096)364-2145	862-0971	熊本市大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	鹿児島県	(099)259-0680	890-8518	鹿児島市鶴池新町 1-2
	那覇地方法務局	沖縄県	(098)854-7950	900-8544	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
仙台法務局管内	仙台法務局	宮城県	(022)225-5611	980-8601	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	福島県	(024)534-1111	960-8021	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	山形県	(023)625-1321	990-0041	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	岩手県	(019)624-1141	020-0023	盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎
	秋田地方法務局	秋田県	(018)862-6531	010-0951	秋田市山王 7-1-3
	青森地方法務局	青森県	(017)776-6231	030-8511	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎
札幌法務局管内	札幌法務局	北海道	(011)709-2311	060-0808	札幌市北区北 8 条西 2-1-1
	函館地方法務局		(0138)23-7511	040-8533	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局		(0166)38-1111	078-8502	旭川市宮前通東 4155-31
	釧路地方法務局		(0154)31-5000	085-8522	釧路市幸町 10-3
高松法務局管内	高松法務局	香川県	(087)821-6191	760-8508	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	徳島県	(088)622-4171	770-8512	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎
	高知地方法務局	高知県	(088)822-3331	780-8509	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
	松山地方法務局	愛媛県	(089)932-0888	790-8505	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎

法務局・地方法務局への連絡先はこちらからも御確認いただけます。

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

